

令和2年
第1回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和2年1月29日(水) 午後2時～

2. 場 所 南九州市颯娃文化会館

3. 出席委員(16人)

会長	1番	寶代 行廣			
委員	3番	栗ヶ窪 和治	5番	宮原 耕一	
	7番	田中 司	8番	君野 潤二	
	9番	松村 孝徳	10番	吉崎 久男	11番 菊永 多佳子
	12番	宮原 俊郎	13番	徳永 映子	14番 松永 正美
	16番	永山 明美	17番	梶山 俊孝	
	18番	栢木 いさ子	19番	大隣 初美	20番 月野 貴大

4. 欠席委員(4人) 2番 今市 範男, 4番 下之門 信洋, 6番 東 鈴子
15番 東垂水 勝秀

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第1号 農業振興地域整備変更計画書(案)の意見決定について
- 日程第6 議案第2号 農地の競売・公売参加適格証明願いに対する意見決定について
- 日程第7 議案第3号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第8 議案第4号 農地法第4条許可申請に対する許可について
- 日程第9 議案第5号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第10 議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

- 日程第 11 議案第 7 号 非農地証明願いについて
- 日程第 12 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議
- 日程第 13 その他

○ 閉議の宣告

○ 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 楡下町 浩二

農政係長 蔵元 善兼 係員 中村 信介, 内 良一

農地係長 塗木 芳浩 係員 川畑 和成, 西野 政則

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたので御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。今市委員、下之門委員、東委員、東垂水委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 16 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 2 年第 1 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 117 頁を御覧いただきたいと思
います。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませ
んか。

委 員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、8番 君野 委員、9番 松村 委員を指名し、会議書記に蔵元 農政係長を指名いたします。

議長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日1月29日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農用地利用集積計画、並びに議案審議に関しない農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。
3ページからになります。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が、17件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借入人は〇〇〇〇 他の申し入れです。貸人主導によるもの12件、借人主導によるもの5件となっております。

地目の内訳は田が9筆、畑が26筆の40,932㎡で、地域別では穎娃6件、知覧4件、川辺7件です。

以上で、説明を終わります。

議長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思ひます。

議長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は9頁から13頁で、今回は、新規認定2件、再認定11件であります。

一覧表は10頁、新規認定個別表は、11頁になります。

まず、整理番号1、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶園571aの経営を行っていますが、父からの経営移譲に伴い、今後は、優良品種への転換等による規模拡大により経営の安定と省力化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の幹旋や臨時雇用の確保、併せて、制度資金を活用し、農業機械等の更新を行う考えです。

次に、整理番号2、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん・〇〇〇〇さんです。

現在、肉用牛の一貫経営を行っていますが、今後は、生産コストの低減等により更なる経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、自家産良質飼料の生産性向上や個体管理の徹底、また、制度資金を活用し、農業機械等の整備を行いたい考えです。

なお、再認定11件の個別表は、資料の12頁からになりますので、お目通しをお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思ひます。

議長 次に、日程第5 議案第1号 農業振興地域整備変更計画書(案)の意見決定についてを議題といたします。現地調査員の報告をお願いいたします。田中委員お願いします。

田中委員 審議番号1番です。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇で、畑の744㎡で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、借家住まいで、兄名義の申請地を譲り受けて、農家住宅を建築しようとするもので、農用地区域から除外をするものです。代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのこと。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

内容については、現地調査員から報告があったとおりでございます。

農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。

申請地は、農用地区域の外周部に隣接しており、今回の除外については特に問題はないと思われま。

補足説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第1号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第6 議案第2号 農地の競売・公売参加適格証明願に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、農地の競売参加適格証明願に対する証明書の交付決定について説明いたします。

申請物件は、熊本国税局からの農地の競売で、穎娃町〇〇〇〇番 3,817 m²の畑です。

今回の申し出につきまして、農地法第3条の許可基準に基づき申出者の経営面積、農業従事者数等について審査しましたが、議案資料 20 頁の「申請人の状況」欄にありますようにいずれの要件も満たしている適格者であることを確認しましたので報告いたします。

なお後日、熊本国税局より買い受け申し出人として定められた場合は、会長判断で処理されることとなります。

以上で説明を終わります。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。議案第2号 農地の競売・公売参加適格証明願いに対する意見決定については、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第2号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に、日程第7 議案第3号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可について御説明申し上げます。

22 頁からになります。今回の申請は、所有権移転 13 件になります。

所有権移転について、譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申請であります。

内訳は、田が5筆で2,946 m²、畑が16筆で24,933 m²となっています。

理由は、1番・2番・3番・6番・9番・11番が規模拡大、4番・10番が知人、5番が隣接地所有者、7番・8番が姉から受贈、12番・13番が相手方の要望による取得となっております。

土地の取引価格につきましては、田が10aあたり、276,000円から312,000

円で、畑が 129,000 円から 1,047,000 円で売買される予定です。

地域別では、穎娃 4 件、知覧 4 件、川辺 5 件でございます。

また、法第 3 条第 2 項各号の判断については、24～30 頁の調査書及び 31 頁の営農計画書のとおりでございます。

以上の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、審議番号 6 番については松村委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 3 号農地法第 3 条許可申請に対する許可の内、番号 6 番を除く案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 3 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可の内、番号 6 番を除く案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 引き続き、議案第 3 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、松村委員の退室を求めます。

(松村委員 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑がございませんので、採決いたします。
議案第 3 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可の内、議事参与の制限に該当する、審議番号 6 番については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり許可することに決定いたします。松村委員の入室を許可いたします。

(松村委員 入室)

議長 松村委員に報告いたします。議案第3号農地法第3条許可申請に対する許可のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり許可することに決定されました。

議長 次に、日程第8 議案第4号 農地法第4条許可申請に対する許可についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員から御報告をお願いします。君野委員をお願いします。

君野委員 審議番号1番です。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番、畑の966㎡で、〇〇〇の西側付近の〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、建築業を営んでおり、資材置場等を所有していないため資材置場、重機置場を確保並びに現在の住居が老朽化のため一般住宅を建築しようとするものです。

なお、一般住宅部分の面積が500㎡以下である求積した図面が添付されています。

以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 4条の補足説明いたします。

内容については、現地調査員から報告があったとおりでございます。

立地基準ですが、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第4号 農地法第4条申請に対する許可については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第4号に係る案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第9 議案第5号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員から、所有権移転5件の御報告をお願いします。まず永山委員をお願いします。

永山委員 審議番号1番です。

譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、颯娃町〇〇〇〇番地〇，畑の499 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、借家住まいで手狭になったため、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

なお、農振除外については先月の総会で審議済であります。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、田中委員をお願いします。

田中委員 審議番号2番です。

譲受人は、先ほどの農振除外で申した〇〇〇〇さん、譲渡人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地及び申請理由は、先ほど農振除外で申したので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、宮原耕一委員をお願いします。

宮原耕一委員 審議番号3番です。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は大阪府豊中市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番，畑の472㎡で，〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、借家住まいで、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

なお、申請地の周囲はブロックが積まれ、敷地は造成されており、始末書が添付されています。

審議番号4番です。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇で、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇，畑の656㎡で，〇〇〇自治会に位置します。

申請人は，〇〇〇〇を営んでおり，資材置場及び駐車場が不足しているため，申請地を譲り受けて，資材置場と駐車場を確保しようとするものです。

なお、申請地は平成17年から資材置場及び駐車場として利用されており、当初は一時的借り受けのつもりだったが会社の事業拡大等によりそのまま借り続けて現在に至ってしまったとのことで始末書が添付されています。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、君野委員をお願いします。

君野委員 審議番号5番です。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇で、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番，畑の1,216㎡で，〇〇〇自治会の北西側付近に位置します。

申請地一帯は，〇〇〇〇を営む〇〇〇〇であり，申請地を譲り受けて，隣接地と一体利用し効率的に運営を図るため〇〇〇〇施設として平成4年に補助事業で整備したものです。

なお、名義変更登記手続きが完了したため申請するものであり、隣接地の所有者名義は〇〇〇〇となっており、土地貸借契約書が添付されています。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

5条申請のすべてにおいて、一般基準の資力及び信用ですが、添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。

審議番号1番です。

先月農振除外の審議がなされた案件であります。

立地基準ですが、500m以内に〇〇〇の施設があるため、「第2種農地」の「500m以内農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、農振除外認可後に南薩土地改良区からの意見書が提出されます。

審議番号2番・5番です。

立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。

2番は、代替地の検討をしましたが他に適地が見つからなかったとのことです。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

審議番号3番です。

立地基準ですが、上水道及び下水道が埋設された幅員4m以上の道路に面しており、かつ概ね500m以内に公共施設〇〇〇〇があるため、「第3種農地」の「都市的環境整備農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

審議番号4番です。

立地基準ですが、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請面積が既存施設の敷地面積4205.16㎡の2分の1を超えないため、第1種農地の不許可の例外である「既存施設の拡張」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

なお、審議番号4番は第1種農地のため来月の県常設審議会へ意見聴取となります。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

吉崎委員 確認ですが、審議番号1番の地番〇〇〇〇番地〇の面積はいくらでしょうか。となりの〇〇〇〇番地〇より広いように感じます。

農地係長 農振除外のときの申請はとなりの畑とあわせて1筆まるまるのうち、499㎡の農振除外の申請でしたが、分筆されて転用申請がされました。

吉崎委員 分筆されたところですね。わかりました。

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第5号 農地法第5条申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第5号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第10 議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について説明いたします。
57頁からになります。
「所有権移転」についてですが、譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受

人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇 他7件の申し入れです。

地目の内訳は田が3筆の 2,729 m², 畑が 14 筆の 24,341 m²であります。

理由は5番が親戚からの受贈, 他が規模拡大による取得となっております。

申請農地の取引価格については10a当り, 畑の 280, 000 円~990,000 円で売買される予定です。地域別では, 穎娃1件, 知覧3件, 川辺4件, 合計8件となっております。

次に, 「賃貸借利用権」の設定であります, 60 畝からになります。

利用権を設定する者は, 穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん, 設定を受ける者は, 穎娃町〇〇の〇〇〇〇 ほか 253 件になります。

設定面積は, 田が 54 筆で 35,882 m², 畑が 371 筆で 301,248 m²の合計 425 筆の 337,130 m²になります。地域別では, 穎娃 100 件, 知覧 105 件, 川辺 49 件, 合計 254 件となっております。

次に「使用貸借権設定」の設定であります, 95 畝からになります。

利用権を設定する者は, 穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん, 利用権の設定を受ける者は, 穎娃町〇〇の〇〇〇〇, 他 25 件になります。

設定面積は, 畑 164 筆の 389,837 m²になります。地域別では, 穎娃 26 件となっております。

以上, 全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ, その内容は基本構想に適合し, その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い, また事業に必要な農作業に常時従事し, その土地を効率的に利用することが認められ, 併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが, 使用貸借利用権設定の番号3番については宮原耕一委員が議事参与の制限に該当しますので, まず該当者のいない案件について, 全委員で審議いたします。
質問, 御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問, 御意見がありませんので, 採決いたします。
議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち, 所有権移転及び賃貸借利用権設定の全案件と, 使用貸借利用権設定の番号3番を除く案件について, 申請どおり適当意見とすることに, 御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転及び賃貸借利用権設定の全案件と、使用貸借利用権設定の番号3番を除く案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第6号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、宮原耕一委員の退室を求めます。

(宮原耕一委員 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する、使用貸借利用権設定の番号3番については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。宮原耕一委員の入室を許可いたします。

(宮原耕一委員 入室)

議長 宮原耕一委員に報告いたします。議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議長 次に、日程第11 議案第7号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず、現地調査員の御報告を求めます。宮原耕一委員お願いします。

宮原耕一委員 申請地は日当たりが悪く、がれきが混ざった土壌で農地として耕作に適さず、またタヌキ、イノシシによる被害もあり、約35年前に杉を植林し、山林であるとの申請ですが、現地調査の結果、周辺の状況からして簡単に復元して畑として耕作することは難しいと判断しました。
以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。
審議番号1番は非農地に係る取扱い基準（内規）の非農地の基準、第5条第2項（イ）に基づき判断したところであり、現地調査委員から報告があったとおりでございます。
以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第7号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第7号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 続きまして、日程第12 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議に移ります。事務局に説明を求めます。

農政係長 総会資料は116頁となっておりますが、はじめに別冊資料で説明します。
今回の申し合わせ決議は、別冊資料の新聞記事でありますように、奈良県と大分県で農地転用にかかる不祥事が発生したことを踏まえ、全国農業委員会会長代表者集会で「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」

が決議されました。

これを受けまして、すべての農業委員会で、公正・公平に職務を遂行し、法令等を遵守するため、総会資料の116ページに記載されてありますとおり本市の農業委員会も決議をするものであります。

なお、作成にあたり、県農業会議から市町村農業委員会向けの決議文が示されましたので、内容はお目通し下さい。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 只今事務局から説明のありました件について、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については、原案どおり承認しました。

議 長 次に、日程第13 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和2年第1回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時5分